

一般社団法人 愛知 PFS 協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人愛知 PFS 協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を愛知県名古屋市に置く。

2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

(目的)

第3条 当法人は、障害者支援及び不登校・ひきこもりに関する活動を行い、子ども及び若者、生活困窮者の社会復帰を目的とし、次の事業を行う。

- (1) 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業
- (2) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- (3) 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
- (4) 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業
- (5) 文化及び芸術の振興を目的とする事業
- (6) 高齢者の福祉の増進を目的とする事業
- (7) 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
- (8) 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事業
- (9) 地域社会の健全な発展を目的とする事業
- (10) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

(機関)

第5条 当法人は、理事会及び監事を置く。

第2章 会員

(種別)

第6条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同し入会した者
- (2) 一般会員 当法人が行う支援事業に参加するために入会した者
- (3) 賛助会員 当法人の事業を援助するために入会した者

(入会)

第7条 当法人の会員として入会しようとする者は、理事会において別に定めるところにより申し込み、理事会の承認を受けなければならない。

(経費負担)

第8条 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、理事会において別に定めるところに届け出ることにより、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為を行ったとき
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき

(会員の資格喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったとき、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して1年以上されなかったとき
- (2) 総正会員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡し若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員の地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(種別)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第14条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第15条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 入会金及び会費の額

- (2) 会員の除名
- (3) 役員の選任及び解任
- (4) 役員の報酬の額又はその基準
- (5) 定款の変更
- (6) 解散
- (7) 理事会において社員総会に付議した事項
- (8) 前各号に定めるもののほか、法令に規定する事項及び本定款に定める事項

(開催)

第16条 定時社員総会は、毎年1回、毎年事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要がある場合に招集する。

(招集)

第17条 社員総会は、法令に別途定める場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、正会員の全員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続きを省略することができる。

2 総正会員の議決権の5分の1以上を有する正会員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、理事長がこれにあたる。理事長に事故があるときは、その社員総会において、出席した正会員から議長を選出する。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、特別決議として総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定めた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(代理)

第20条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(決議及び報告の省略)

第21条 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした時は、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした時は、当該事項の社員総会への報告があつたものとみなす。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員の設置)

第23条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上

(2) 監事 1名以上

2 理事のうちから、代表理事1名を定め、代表理事をもって理事長とする。

3 理事のうちから、副理事長、専務理事及び常務理事各若干名を定めることができる。

(選任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることはできない。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の三分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

5 他の同一団体（公益社団法人及び公益財団法人を除く）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の三分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務権限)

第25条 理事長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

2 副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決定したところに従い、当法人の業務を執行する。

3 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、6か月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第26条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作

成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第23条第1項に定める定数に足りなくなる時は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第28条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、社員総会の特別決議をもって行わなければならない。

(報酬)

第29条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として、当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

(損害賠償責任及び責任の一部免除)

第30条 理事及び監事は、その任務を怠ったとき、当法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 当法人は、前項の責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、本定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
- (4) 理事職務執行の監督
- (5) 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。ただし、理事及び監事の全員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

2 理事長以外の理事は、理事長に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

3 監事は、必要があると認められるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議及び報告の省略)

第36条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意志表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会決議があつたものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

2 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、第25条第3項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第6章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

第38条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利)

第39条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還手続)

第40条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って行う。

第7章 計算

(事業年度)

第41条 当法人の事業年度は、毎年1月1日から12月末日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第42条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始の前日までに次の書類を理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないとき、理事長は理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第43条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が当該事業年度に関する次の書類を作成し、第1号から第3号までの書類については監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し又は提供しなければならない。

- (1) 事業報告及びその附属明細書
 - (2) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書
 - (3) 財産目録
 - (4) 役員名簿
 - (5) 役員の報酬額又はその基準を記載した書類
 - (6) 運営組織及び事業活動状況の概要及びこれらに関する数値のうち、重要なものを記載した書類
- 2 事業報告については、理事長がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。
- 3 貸借対照表及び損益計算書並びに財産目録については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

(剰余金の分配の禁止)

第44条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(特別利益の禁止)

第45条 当法人は、当法人の会員、役員、使用人若しくは基金拠出者又はこれらの親族等に対し、特別の利益を与えることができない。

2 当法人は、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与えることができない。ただし、公益社団法人又は公益財団法人に対し、当該法人が行う公益目的事業のために、寄附その他の特別の利益を与える場合を除く。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 本定款は、社員総会の特別決議をもって変更することができる。

(解散)

第47条 当法人は、次の事由によって解散する。

- (1) 社員総会の特別決議
- (2) 社員が欠けたこと
- (3) 合併（合併により当法人が消滅する場合に限る。）
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) その他法令で定める事由

(残余財産)

第48条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする公益社団法人若しくは公益財団法人に贈与する。

第9章 附則

(委任)

第49条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(最初の事業年度)

第50条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成26年12月末日までとする。

(設立時役員)

第51条 当法人の設立時役員は、以下の通りである。

設立時理事	星野智生
設立時理事	大山娃里
設立時理事	宮崎正章
設立時監事	小澤英樹
設立時代表理事	星野智生
設立時常務理事	大山娃里

(設立時社員)

第52条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、以下の通りである。

氏名	住所
星野 智生	[REDACTED]
大山 威里	[REDACTED]
宮崎 正章	[REDACTED]
小澤 英樹	[REDACTED]

(法令の準拠)

第53条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法

律その他の法令に従う。

以上、一般社団法人愛知 PFS 協会設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成 26 年 1 月 30 日

設立時社員 星野 智生 印

設立時社員 大山 威里 印

設立時社員 宮崎 正章 印

設立時社員 小澤 英樹 印